

日医発第511号(健 I)  
令和 4 年 6 月 9 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会  
会長 中川俊男  
(公印省略)

リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省で開催している「化学物質のリスク評価検討会」にて、下記 6 物質のリスク評価が行われ、リスク評価の結果及び対象物質に係る労働者の健康障害防止対策が取りまとめられました。

つきましては、本通知の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 対象物質

1. ピリジン
2. チオ尿素
3. テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)
4. タリウム及びその水溶性化合物
5. N, N-ジメチルホルムアミド
6. ジエチルケトン

#### 令和 3 年度化学物質のリスク評価検討会報告書

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25920.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25920.html)

以上

基安発 0603 第1号  
令和4年6月3日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
(公印省略)

### リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省で開催している「化学物質のリスク評価検討会」において、詳細リスク評価対象物質4物質及び初期リスク評価対象物質2物質の計6物質（詳細別紙。以下「対象物質」という。）についてリスク評価が行われ、その結果が「令和3年度化学物質のリスク評価検討会報告書」として取りまとめられるとともに、厚生労働省Webサイトにおいて公表されました。

（参照URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25920.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25920.html)）

については、今般のリスク評価の結果を踏まえ、対象物質に係る労働者の健康障害防止対策を下記のとおり取りまとめましたので、貴団体の会員、傘下事業場等の関係者に対し、周知くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 詳細リスク評価結果

###### （1）経気道ばく露に関するリスクが高い等と判定された物質（3物質）

- ✓ No. 090 ピリジン
- ✓ No. 111 チオ尿素
- ✓ No. 112 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）

本物質については、経気道ばく露のリスクに係る追加調査の結果、本物質を製造し又は取り扱う事業場の作業工程に共通して、経気道ばく露により労働者に健康障害を生じさせるリスクが高いと判定されたところである。

本物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、速やかに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の3第1項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査（以下「化学物質のリス

クアセスメント」という。)を行い、その結果に基づいて労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第576条、第577条、第593条、第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

(2) 経気道ばく露のリスクは低いと判定されたものの、経皮吸収のおそれが指摘されている物質(1物質)

✓ No. 075 タリウム及びその水溶性化合物

本物質については、経気道ばく露のリスクに係る追加調査の結果、経気道ばく露により労働者に健康障害を生じさせるリスクは低いと判定されたものの、経皮吸収が指摘されていることから、経皮吸収に関する知見や保護具等作業実態のデータを積み重ねる必要がある。

しかしながら、本物質は有害性の高い物質であり、かつ、経皮吸収によるばく露の可能性があることから、速やかに化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて安衛則第576条、第577条、第593条、第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

## 2 初期リスク評価結果

(1) 経気道ばく露に関するリスクが高い等と判定された物質(1物質)

✓ No. 125 N, N-ジメチルホルムアミド

本物質については、初期リスク評価において経気道ばく露に関するリスクが高い等と判定されたところである。

本物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、速やかに化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて安衛則第576条、第577条、第593条、第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

(2) 経気道ばく露のリスクは低いと判定され、かつ経皮吸収のおそれの指摘もない物質(1物質)

✓ No. 124 ジエチルケトン

本物質については、初期リスク評価において経気道ばく露に関するリスクは低いと判定され、かつ、経皮吸収のおそれも指摘されていない。

しかしながら、本物質は有害性の高い物質であることから、速やかに化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて安衛則第576条、第577条、第593条、第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

## 別紙 2021年度リスク評価対象物質の評価結果（概要）

	詳細リスク評価					初期リスク評価	
報告書No.	75	90	111	112	124	125	
物質名	タリウム及びその水溶性化合物	ビリジン	チオ尿素	テトラメチルチウムジスルフィド (別名チウラム)	ジエチルケトン	N, N-ジメチルホルムアミド	
CAS番号	複数物質であるため特定できない	110-86-1	62-56-6	137-26-8	96-22-0	68-12-2	
主な用途	○タリウム：用途：半導体工業、合金、鉱物溶解剤、光学・温度測定器 ○硝酸タリウム(I)：海上の信号として他の化合物や樹脂とともに使用。低融点ガラス、フォトセル、花火の製造、有機合成の酸化剤、特殊分析 ○硫酸タリウム：半導体産業や低域温度計、光学システム、光電池、他のタリウム化合物やタリウム金属の化学中間体 ○酢酸タリウム：浮選による鉱石成分の分離に使用するための高比重の溶液を調製するために使用 ○酸化タリウム(I)：低融点ガラス、高屈折分散光学ガラス、人工宝石の製造 ○塩化タリウム(I)：塩素化の触媒 ○フッ化タリウム：低融点ガラス、高屈折分散光学ガラスの製造	医薬品（スルホニアミド剤、抗ヒスタミン剤）、無水金属塩の溶剤及び反応媒介剤、医薬品原料、界面活性剤、加硫促進剤、鎮静剤、アルコールの変性	医薬品（サルファチアゾール、チオウラシル、メチオニン、その他）、チオグリコール酸アンモン（コールドバーム用剤）、写真業、金属防錆剤、ゴム薬品、農薬（発芽ホルモン）、殺虫剤（サルファンナフルチオ尿素）、界面活性剤、メリキ薬品、繊維および紙の樹脂加工剤、合成樹脂用（成型品および塗料、とくに紫外線透過防止性樹脂）、フマル酸製造触媒、各種有機合成用	チウラム系加硫促進剤の代表で天然ゴム、ジエン系合成ゴム、IIR(ブチレゴム)、EPDM(エチレンプロピレンゴム) CR(クロロブレンゴム)ではリターダーの作用がある)の超促進剤として利用度の最も高いものの一つである。加硫促進力は非常に強いが酸化亜鉛がないと全く加硫しない。臨界温度は100~102°C、TT(チウラム)配合製品は一般的耐老化性があり、着色のおそれはない。白色あるいは色物ゴムに適し、低温加硫には適するが、スコッチのおそれがある。使用量は0.3~3%くらいが最適で、単独使用はほとんどなく、主として併用である。硫黄加硫時はもっぱら2次促進剤として活性化促進剤(DM(ジ-2-ベンゾチアソリルジスルフィド)、CZ(N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアソリルスルフェニアミド)など)またはD(N,N'-ジフェニルグアニジン)の活性化に効果があり、あらゆる製品のアクチベーターとして用いられる。無硫黄加硫(3~5%)ができる、耐老化性、耐熱性向上のため硫黄の一部を本品で代用することもある。	医薬原料、有機合成原料	多くの有機合成のメチル化剤、中間物アニソール・香料ネロリの合成、医薬品(ビラン剤、カフェイン、ビタミンなどの合成、メチルハイドロキノンやポリメチシアニン染料及びメチルセルロースの製造、芳香族炭化水素の抽出用溶剤、安定剤(無水硫酸、ジシアノエチレンモノマー)	
製造・輸入量等	情報なし	3,000以上4,000 t未満 (2021年/経済産業省)	7,095 t (2021年/経済産業省)	762 t (2021年/経済産業省)	1,000 t 未満 (2021年/経済産業省)	34,336 t (2021年/経済産業省) 38,000 t 推定(2021年/化工日)	
ラベル・SDS、リスクアセスメント(※)	義務(第335号)	義務(第467号)	義務(第340号)	義務(第372号)	義務(第222号)	義務(第299号)	
ばく露作業報告	2011年	2013年	2016年	2016年	2015年	2014年	
リスクリスク評価	二次評価値	0.02 mg/m <sup>3</sup> (ACGIH TLV-TWA)	1 ppm (ACGIH TLV-TWA)	0.06 mg/m <sup>3</sup> (反復投与毒性試験により得られたLOAELから算定した評価レベル)	0.05 mg/m <sup>3</sup> (ACGIH TLV-TWA)	200 ppm (ACGIH TLV-TWA)	5 ppm (ACGIH TLV-TWA)
経気道ばく露のリスク評価結果	リスク低い	リスク高い	リスク高い	リスク高い	リスク低い	リスク高い	
経皮吸收勧告	あり ACGIH Skin, NIOSH Skin, OSHA Skin, UK Sk	あり DFG MAK H	なし	なし	なし	あり ACGIH Skin, 日本産業衛生学会皮, DFG MAK H, NIOSH Skin, OSHA Skin, UK Sk	
生物学的ばく露指標	-	-	-	-	-	30 mg/L尿 (N-メチルホルムアミドとN-ヒドロキシメチル-N-メチルホルムアミドの合計として)	
経皮吸收を含むばく露のリスク評価結果	-	-	-	-	-	リスク低い	
有害性情報	発がん性	情報なし	ヒトに対しておそらく発がん性がある	ヒトに対する発がん性が疑われる	ヒトに対する発がん性は判断できない	情報なし	ヒトに対しておそらく発がん性がある
(IARC)	情報なし	2B(ヒトに対して発がんの可能性がある)	3(ヒトに対する発がん性について分類できない)	3(ヒトに対する発がん性について分類できない)	情報なし	2A(ヒトに対しておそらく発がん性がある)	
(日本産業衛生学会)	情報なし	2B(ヒトに対して発がんの可能性がある)	2B(ヒトに対して発がんの可能性がある)	情報なし	情報なし	2A(ヒトに対しておそらく発がん性がある)	
皮膚刺激性／腐食性	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
皮膚感作性	報告なし	判断できない	あり	あり	報告なし	なし	
呼吸器感作性	報告なし	情報なし	調査した範囲で報告なし	判断できない	報告なし	報告なし	
反復投与毒性	NOAEL=0.04 mg(Tl)/kg体重/日	LOAEL=6 ppm	LOAEL=0.6 mg/m <sup>3</sup>	NOAEL=0.4 mg/kg体重/日	LOAEL=1,860 mg/kg体重/日	LOAEL=22 mg/m <sup>3</sup>	
生殖毒性	あり LOAEL=0.7 mg(Tl)/kg体重/日	判断できない	判断できない	あり NOAEL=2.3 mg/kg体重/日	報告なし	あり	
遺伝毒性	判断できない	なし	なし	あり	判断できない	判断できない	
神経毒性	あり LOAEL=6 ppm	あり	調査した範囲で報告なし	あり NOAEL=2.04 mg/kg体重/日	あり LOAEL=1,860 mg/kg体重/日	報告なし	
許容濃度等	ACGIH TLV	TWA 0.02 mg/m <sup>3</sup>	TWA 1 ppm	設定なし	TWA 0.05 ppm (インハラブル(吸引性)濃度および蒸氣として)	TWA 200 ppm, STEL 300 ppm	TWA 5 ppm
日本産業衛生学会	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	0.1 mg/m <sup>3</sup>	設定なし	10 ppm
DFG MAK	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	1 mg/m <sup>3</sup>	設定なし	5 ppm
NIOSH REL	TWA 0.1 mg/m <sup>3</sup>	TWA 5 ppm	設定なし	設定なし	TWA 5 mg/m <sup>3</sup>	200 ppm	TWA 10 ppm
OSHA PEL	TWA 0.1 mg/m <sup>3</sup>	TWA 5 ppm	設定なし	設定なし	TWA 5 mg/m <sup>3</sup>	設定なし	TWA 10 ppm
UK WEL	0.1 mg/m <sup>3</sup>	8h TWA 5 ppm, STEL 10 ppm	設定なし	設定なし	8h TWA 200 ppm, STEL 250 ppm	8h TWA 5 ppm, STEL 10 ppm	

\* 労働安全衛生法施行令別表第9(名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物)の番号

[用語解説]  
IARC(国際がん研究機関)の発がん性分類

1: ヒトに対して発がん性がある

2A: ヒトに対しておそらく発がん性がある

2B: ヒトに対して発がんの可能性がある

3: ヒトに対する発がん性については分類できない

ACGIH(米国産業衛生専門家会議)

TLV-TWA: 1日8時間、1週40時間の正規の労働時間中の時間加重平均濃度(連日繰り返しへばく露されても大多数の労働者が健康に悪影響を受けないと考えられる濃度)

TLV-STEL: 15分間の短時間ばく露限界

TLV-Ceiling: いかなる場合にも超えてはならない濃度